

新旧対照表

○長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則

新	旧																
(建築確認申請書の提出部数等) 第3条 法第6条第2項後段の規定により提出する建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項の規定による確認の申請書(以下この条において「建築確認申請書」という。)の部数は、正本1部及び副本1部とする。ただし、同法第6条の3第1項又は第18条第5項の構造計算適合性判定を要する建築物が含まれる場合(当該建築物について、既に同法第77条の35の5第1項の指定構造計算適合性判定機関(同法第18条の2第1項の規定により知事が構造計算適合性判定を行わせることとしたものに限る。)により同法第6条の3第1項に規定する特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合するものであると判定された場合(次項において「適合判定がされた場合」という。)を除く。)における建築確認申請書の部数は、正本1部及び副本2部とする。 2 (略) (容積率の特例に係る許可申請書の添付図書等) 第8条 省令第18条第1項の規定により知事が定める図書又は書面は、次の表に掲げる図面その他知事が必要と認める図書又は書面とする。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>図面の種類</th><th>明示すべき事項</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>各階平面図</td><td>縮尺、方位、間取り、各室の用途並びに壁、開口部及び防火設備(建築基準法第2条第9号の2ロ、第12条第1項、第21条第2項、第27条第1項、第53条第3項第1号イ及び第61条第1項に規定する防火設備をいう。)の位置並びに延焼のおそれのある部分(同法第2条第6号に規定する延焼のおそれのある部分をいう。以下同じ。)の外壁の構造</td></tr> <tr> <td>(略)</td><td>(略)</td></tr> </tbody> </table>	図面の種類	明示すべき事項	(略)	(略)	各階平面図	縮尺、方位、間取り、各室の用途並びに壁、開口部及び防火設備(建築基準法第2条第9号の2ロ、第12条第1項、第21条第2項、第27条第1項、第53条第3項第1号イ及び第61条第1項に規定する防火設備をいう。)の位置並びに延焼のおそれのある部分(同法第2条第6号に規定する延焼のおそれのある部分をいう。以下同じ。)の外壁の構造	(略)	(略)	(建築確認申請書の提出部数等) 第3条 法第6条第2項後段の規定により提出する建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項の規定による確認の申請書(以下この条において「建築確認申請書」という。)の部数は、正本1部及び副本1部とする。ただし、同法第6条の3第1項又は第18条第4項の構造計算適合性判定を要する建築物が含まれる場合(当該建築物について、既に同法第77条の35の5第1項の指定構造計算適合性判定機関(同法第18条の2第1項の規定により知事が構造計算適合性判定を行わせることとしたものに限る。)により同法第6条の3第1項に規定する特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合するものであると判定された場合(次項において「適合判定がされた場合」という。)を除く。)における建築確認申請書の部数は、正本1部及び副本2部とする。 2 (略) (容積率の特例に係る許可申請書の添付図書等) 第8条 省令第18条第1項の規定により知事が定める図書又は書面は、次の表に掲げる図面その他知事が必要と認める図書又は書面とする。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>図面の種類</th><th>明示すべき事項</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>各階平面図</td><td>縮尺、方位、間取り、各室の用途並びに壁、開口部及び防火設備(建築基準法第2条第9号の2ロ、第12条第1項、第21条第2項第2号、第27条第1項、第53条第3項第1号イ及び第61条に規定する防火設備をいう。)の位置並びに延焼のおそれのある部分(同法第2条第6号に規定する延焼のおそれのある部分をいう。以下同じ。)の外壁の構造</td></tr> <tr> <td>(略)</td><td>(略)</td></tr> </tbody> </table>	図面の種類	明示すべき事項	(略)	(略)	各階平面図	縮尺、方位、間取り、各室の用途並びに壁、開口部及び防火設備(建築基準法第2条第9号の2ロ、第12条第1項、第21条第2項第2号、第27条第1項、第53条第3項第1号イ及び第61条に規定する防火設備をいう。)の位置並びに延焼のおそれのある部分(同法第2条第6号に規定する延焼のおそれのある部分をいう。以下同じ。)の外壁の構造	(略)	(略)
図面の種類	明示すべき事項																
(略)	(略)																
各階平面図	縮尺、方位、間取り、各室の用途並びに壁、開口部及び防火設備(建築基準法第2条第9号の2ロ、第12条第1項、第21条第2項、第27条第1項、第53条第3項第1号イ及び第61条第1項に規定する防火設備をいう。)の位置並びに延焼のおそれのある部分(同法第2条第6号に規定する延焼のおそれのある部分をいう。以下同じ。)の外壁の構造																
(略)	(略)																
図面の種類	明示すべき事項																
(略)	(略)																
各階平面図	縮尺、方位、間取り、各室の用途並びに壁、開口部及び防火設備(建築基準法第2条第9号の2ロ、第12条第1項、第21条第2項第2号、第27条第1項、第53条第3項第1号イ及び第61条に規定する防火設備をいう。)の位置並びに延焼のおそれのある部分(同法第2条第6号に規定する延焼のおそれのある部分をいう。以下同じ。)の外壁の構造																
(略)	(略)																